

森林保全のための税検討委員会（第1回）の概要

1 日 時 平成15年11月6日（木） 16:00～18:00

2 出席委員 齊藤委員長、佐藤委員、澤田委員、鈴木委員、谷口委員、矢野委員
(50音順)

3 内 容

(1) 今後の検討スケジュールについて

12月中を目途に中間とりまとめを行い、その後1～2回程度委員会を開催し、最終的なとりまとめは、年度内を目途に行う。

(2) 森林保全のための税等の検討状況について（事務局説明）

兵庫県税制研究会における検討

他府県の森林保全のための税等に係る検討状況

国等における地球温暖化対策税制等の検討状況

(3) 兵庫県の森林の現状と課題について（事務局説明）

森林に期待される役割

兵庫県の森林の現状と課題

森林荒廃による県民生活への影響

今後の取り組みの方向

4 主な意見

各種施策のために平成14年度、15年度で、二百数十億の予算を組んでいるが、「新ひょうごの森づくり」のうち、どれが主たる使途、重点的な施策にあたるのか。

「新ひょうごの森づくり」の施策展開で、国、県、市町が費用負担しているようであるが、どのような主体が、どのような事業に、どれだけ負担をしているか分かると議論しやすい。また、緑化基金を充当している事業も含めて検討する必要がある。

仮に法人県民税均等割の超過課税も実施するとすれば、ゴルフ場経営法人などは、緑化基金も負担しているため、二重の負担ではないかという議論が生じるので、整理する必要がある。

建築士会で環境共生住宅として木造住宅を勧めている。ユーザーには木造住宅の良さは理解していただけるがコストの面で、県産材ではなく輸入材や他県の木材を使用することになり、地元で生産されたものが地元で消費されるという形態にならない。

ユーザーは兵庫県が森林県であるというイメージや、森林の現状等に対する認識がな

い。森林の現状等をもっとPRしないと、県民に森林保全のための税の必要性等が理解されないのではないか。

森に関する県民意識調査の費用負担についてのアンケートは、森林所有者が負担したうえで、国や県民が負担してもよいということだと思うので、もう少しシビアにみる必要がある。

個人県民税均等割について年間500円の超過課税を行うことで年間約10億円の税収が見込めるのであれば、年間の人件費を一人当たり500万円とすれば200人の雇用が創出できるというイメージになるのか。

新たな税収をどのような事業に使うのかという議論が必要となるが、その事業により雇用にどのような跳ね返りがあるのかなどもあれば分かりやすい。

県民税の超過課税は普通税である。森林保全に使うのであれば、税の用途を何らかの方法で限定するような仕組みを検討する必要がある。

他府県の状況等をもう少し詳しく調べて、税の仕組みの検討と併せて税の用途を限定する仕組みについても報告いただきたい。

法人県民税の法人税割に対する超過課税税収も、自然活用型野外CSR（勤労者の文化・スポーツ・レクリエーション活動）事業として里山林整備に充てられている。法人県民税均等割に対する超過課税と法人県民税法人税割に対する超過課税の棲み分けを整理する必要がある。

5 今後の検討すべき項目について

（今後の論点）

- ・ 兵庫県税制研究会の報告を踏まえ、森林保全のための税として県民税均等割の超過課税を基本枠組みとして検討し、具体の課税案を検討するとともに、税の用途については、里山林整備、混交林化、安心・安全の森づくり等についても検討することとされた。

森林保全のための税検討委員会（第2回）の概要

- 1 日 時 平成15年11月27日（木） 18：00～20：35
- 2 出席委員 佐藤委員、澤田委員、鈴木委員、谷口委員（委員長代理）、中田委員
新澤委員、宮道委員、矢野委員（50音順）

3 内 容

（1）「森林保全のための税」の課税案について

森林の公益的機能について

- ア 森林の公益的機能
- イ 森林の公益的機能の特徴
- ウ 公益的機能保持のための公的整備の必要性

森林保全のための経費負担の考え方について

具体的な課税案について

- ア 基本的な考え方
- イ 法人の負担について
- ウ 具体的な課税案

税の用途を明確にする仕組み

（2） 税の用途について

- 基本的な考え方
- 具体的な用途の例

4 主な意見

（1）森林の公益的機能について

森林の公益的機能で二酸化炭素吸収は兵庫県にとどまる話ではない。国の地球温暖化対策税制の動向によっては二重負担の問題も生じるかもしれないので、あまり前面に出さず、なるべく地元に着した公益的機能に着目して議論した方がよいと思われる。

森が大切だということは総論ではみんなわかっているという程度であるが、個別機能を言い出すと具体的に私はどうなのということになってしまう。時間をかけて、個別に理屈を立てて、そうして県民の意識を盛り上げていくと、税の行方もみてい

くことになって、とてもよいと思うが難しいところもある。だから総論で通すということになるのではないか。

(2) 森林保全のための経費負担の考え方について

公益的機能を個別に特定することが難しいことが、薄く負担を求めるということの理由とすることはどうか。どこに税の根拠を求めるのかわからなくなる。

公益的機能に対してお金をいただくということにしなければ、水にどう課税するのか、空気にどう課税するのか、緑にどう課税するのかという個別議論になってしまう。個別の根拠づけが困難であるという趣旨から、超過課税を考えるということになるのではないか。

一般には、山は財産(資産)であるという意識があるので、林業が現在、産業として成り立っていない現状を、具体例を盛り込んだ説得力ある根拠で説明すべきである。

そのうえで、公益的機能を保持するために公的整備の推進が必要であると展開していくべきである。

(3) 具体的な課税案について

個人の超過課税について公平論を議論するのは妥当と思うが、企業に対する課税に公平論を持ち出すことには違和感がある。

森林の公益的機能の受益を受けているのは企業ではなく、その商品を使う消費者であり、本来は最終消費者に課税すべきとの考え方もある。あえて企業に課税するには考え方を整理する必要がある。

自営業者は個人所得レベルで消費者と同じだが、大企業や中堅企業は受益のレベルを明確にしないと納得しない。代理変数などを使った説明がいるのではないか。あえていうなら製品に公益的機能が付加されており、便宜的に企業にかけるといふのならわかる。住民は地域の会員であるが、法人が地域の会員であるので会費として超過負担というのはあまりにも理屈がない。

単に会費です、公平ですといわれても、それは住民あるいは消費者が払うべきものであるという議論になるので、企業がどのような便益を受けているのかという理屈づけが必要である。

また、法人については、外形標準課税の導入により、いろいろな便益に対する会費的な対価の支払いを求めてくるうえに、さらにプラスするのかという議論もでてくる。

会費というものは一般的なものであり、その地域に住むことによる便益に対するものである。そこに上乘せして森林の分として会費をとるという理屈の組立ては非常に難しい。

法人もコミュニティーの一員としての役割を果たすことが大切という認識を持っており、案外理解していただけるのではないかと。

兵庫県の環境基本計画などにあるように、企業、県民、行政がそれぞれ果たすべき役割として位置づけることができるのではないかと。

法人に負担を受け入れてもらうために、森林からの受益をキーワードにして理屈を立てるところにやはり弱点がある。森林の公益性を守るための喫緊の課題があるにもかかわらず、費用がないので分任していただくという方が理屈が立つのではないかと。

足りないお金をさらにほかの新規事業につっこむという議論は少し控えておくというの一貫した論理ではないかと。

(4) 税の使途について

10億円程度で森林の整備ができるとは思えない。トータルの森林整備事業の中の一部の負担であるという、新税の位置づけを明確にすべきである。

景気の悪い時期に、県民は増税に対して過敏であるので、税の使途はより分かりやすく、納得のいくものであるべき。農林部局に絞った直接的な森林保全だけでなく、もう少し共感を広めるような税の使途というものもあるのではないかと。

森を体験させ、人間とのつながりを大切にするような森林環境教育、次の時代を担ってくれる子供たちを育てるための森づくりを使途に含めれば広く理解を得ることができるのではないかと。

兵庫県は瀬戸内海も日本海も、立派な森が魚介類を育てているということを含めて森林文化の県ではないかと思っている。

国産材の時代をよみがえらせ、山林所有者が山を守るという時代を来させないといけない。5年間の時限で実現は難しいが、企業の理解を得るためにも、時限的なもので次の世代へつなぐためのものであるというようなことを理解いただける使途を検討すべきである。

森林の公益的機能の重要性を常に環境教育などで、繰り返し県民に返していくべき。

県が実施している「ひょうご森の祭典」などに行く人は限られており、もっと全県民に開かれた形にしないと認識は広まらない。

縦割りの農林水産部局の施策だけでなく（淡路景観園芸学校で里山のグループが活躍している例など）、横断的に使途を検討すべきである。

英国の学者によると日本の林業は2014年によく採算が合うようになるという報告がある。これまでの施策では5年経てば林業はよくなると繰り返してきたが失敗しており、10年くらいに踏み込む必要がある。

充当事業は、国からの補助の対象にはならないのか。

森林保全にもっとも必要なのは人材ではないのか。個別の用途の計画だけでなく、こういうことも含めて全体として県民に説明していく必要がある。

新税が10億円入るからといって、新規に事業を上乗せしないといけないのかということが根本的に疑問。今ある「新ひょうごの森づくり」の事業などの林業施策にお金が必要なので、新税でまかなうという負担の仕方もあるのではないか。

5 今後のスケジュールについて

今日の議論を委員長に報告するとともに、今後の進め方について、事務局で検討する（次回開催日程は、12月又は1月で再調整）。

森林保全のための税検討委員会（第3回）の概要

1 日 時 平成16年1月22日（木） 18：00～20：30

2 出席委員 齊藤委員長、佐藤委員、鈴木委員、中田委員、宮道委員、矢野委員
(50音順)

3 内 容

(1) 今後の検討スケジュールについて

課題整理のため、平成15年度中にさらに2回程度委員会を開催し、中間とりまとめを行う。中間とりまとめについては公表し、来年度に県民の意見を反映しながら、最終とりまとめを行う。

(2) 第2回の検討委員会の概要（事務局説明）

(3) 第2回検討委員会における課題の検討

森林の公益的機能について

- ・ 受益の明確化

森林保全のための経費負担の考え方について

- ・ 受益と負担のあり方

具体的な課税案について

- ・ 基本的な考え方
- ・ 法人の負担について

税の用途を明確にする仕組み

- ・ 基金の創設の検討

税の用途について

- ・ 既存事業との整合（全体事業の中での位置づけ）
- ・ 税の用途について

普及啓発について

- ・ 県民の理解

(4) その他（事務局説明）

平成16年度税制改正（個人住民税均等割の見直し）について

他府県の動向

4 主な意見

(1) 森林の公益的機能について、森林保全のための経費負担の考え方について

林業が現在、業として成り立っていないということだが、製造業などではコスト競争の中、付加価値を高めるなど中身を変えてきている。将来、工夫することや今程度の補助をしていくことで林業が成り立つようになるのか。仮に成り立たないとすれば、そういう報告をすることで納まるものなのか。それとも何か手だてをすることによってなんとかなるといえることはないであろうか。

なぜ、森林保全のために税が必要であるかということに対する論拠の一つとして、山にはお金がかかり、このままだと皆が放ってしまっていて機能しなくなるという点がある。林野庁の森林整備計画では、共生林や水土保持林のエリアを大きくし、経済林を少なくするなど新しい森に対する考え方がでてきたり、兵庫県の森林の公益的機能が1兆2,000億円であるという試算にもあるように、森林はそれだけの機能を持っているのであり、公費で森を守らねば、とても山林所有者だけに任せておける状態ではなくなったということのひとつの根拠として参考にしていただければということである。

公益的機能の大枠をどのあたりで考えるかをもう少し整理した方が分かりやすいのではないかと。

(2) 課税案について

個別の受益の事実があり、その受益に対する課税というのがひとつの方策である。

しかしながら、受益量は測定不能で総論的受益のようなものになってしまう。受益に対応した課税はできないのではないかと。

公益的機能と受益は、理屈としては、切り離せるのではないかと。公益的機能を保持するのは県の喫緊の課題という公益目的に対し、お金がいるから会費的な性格として分任してくださいというのは筋が通っていると思う。受益という中間項をおかずに議論をした方がよいのではないかと。受益は公益的機能から出てくる結果であり、県がめざすのは、公益的機能の保全・拡充である。

法人については、水源涵養・土砂災害等ということに対し、県民全部のために県はこれだけのことをするという方が理屈があるのではないかと。

公益的機能を持っているものの保全に対しては、コミュニティーの一員として負担をしようという位置づけをする方が自然である。

ウエイトの置き方の問題だとも思うが、森林保全のための税は、応益というよりむしろ、公益という視点で見るとよいのではないかと。そういう意味で、個人的には国の環境税とは少し違うのではないかと認識をしている。

山は所有者が管理すればいいのに、なぜ業として成り立たない林業に税をつぎ込

む必要があるのかという議論や、あるいは、林業が業として成り立ってくれば、あとは所有者が勝手にやってくれるという議論になるのは望ましいことではない。林業が成り立つかどうかとは別に、こういう施策をすることで山に公益的機能を果たさせ続けることができるのであるという理屈だと思う。

応益課税というのは理念であり、理論としては応益課税であるが、これで税制を組み立てるのは非常に難しい。応益といっても実態は負担能力ということになる。

しかし、森林の公益については、負担能力が大きい企業がたくさん負担をするというのは具合が悪いので、会費制で一定にするというような理屈しかないのではないか。

林業の公益性というのは、林業がもたらす外部経済効果であるが、これを表に出して課税すると余計にわからなくなる。

林業がもうかっというまいとやらなければいけない。これまではもうかっていたから、何もしなくても森林が公益的機能を果たせし、外部性があっても補償はいらなかった。しかし今は、このままでは外部性も公益的機能も果たせないで、全ての外部性について補償しろというのではなく、せめて最低限の公益的機能を維持するために皆で負担をすべきという議論である。

外部経済：ある経済主体（企業・消費者）の行動が、その対価を受けとることなく、他の経済主体に便益や利益を与えること。

今のご発言は、これまでは林業をやっている人にフリーライドしていたが、フリーライドさせてもらえなくなった以上は、最低限の公的支出が必要であるというような理屈であって、受益の系列ではない議論という理解でよろしいですね。

フリーライド：自己負担をせず、他者の行為に便乗すること（ただ乗り）

林業の収支の試算は、民間部分の計算のみであって、公益的機能の部分が含まれていないので、取扱いは難しい面がある。

林業振興のためではなく、兵庫県の自然環境を保全するために必要であるということから発しないと企業や県民は納得しないのではないかと。森づくりプランの中だけの県民・企業・行政の役割という位置づけではなく、さらに上位の環境基本計画のようなものからの位置づけというような視点が必要ではないかと。

（３）税の使途について

「新ひょうごの森づくり」による平成 23 年度までの整備計画のなかには、新税の充当事業は入っておらず、追加されるということになるのか。どこまで整備する必要があるのかははっきりしたものがいるのではないかと。また、負担の仕方が事業主体の大きさと違うのか、額はどうか、目標年次はどうするのかという議論も当然出てくる。

新税でやろうとする事業は、「新ひょうごの森づくり」の枠内でそれを一歩進める追加の意味だと思う。当初のプランがしっかりしているということを前提にすれば、そのプランでも足らずの部分があり、広げていく必要があるので追加することであれば理解できる。

すべての森林を整備することは難しいと思うので、森林は選択と集中の考え方を皆さんに理解していただければと思う。

これで林業がどうなるというものではなく、最低限のモデル事業、パイロット事業としてやれるぐらいの森林整備モデルをつくる。後はできれば地元市町で管理していただくような道筋をつけておかなければ誤解を招くのではないかな。

やはり、今までと違うことをやるということにウエイト置くのではなく、今までしたことだができなかったことをモデル的にやっていくという方が理解が得やすいのではないかな。

森林保全のための税検討委員会（第4回）の概要

1 日 時 平成16年2月25日（水） 18:00～20:50

2 出席委員 齊藤委員長、佐藤委員、鈴木委員、谷口委員、中田委員、新澤委員、
宮道委員、矢野委員（50音順）

3 内 容

（1）第3回の検討委員会の概要（事務局説明）

（2）中間報告書（素案）の検討

報告書の構成（案）について

報告書（素案）について

4 主な意見

（1）森林の機能、現状と課題、充当事業の考え方等について

多くの県民に課税案を考えるから理解してほしいというための報告書であるなら、もっとわかりやすい記載にすべきである。例えば、ですます調にするとか工夫が必要である。

森林の現状や課題等、税を取り巻く環境というのは、課税の根拠であることはわかるが、この部分の記載が重く、バランスを欠いている。

森林の保全が必要で、どういう理由で必要なのかという大まかな方向を記載すれば十分で、ここまで具体的に記載しなくてもいいのではないか。

議論の趣旨として、このくらいの財政規模はどうしても必要であるということで、具体的な事業を入れた方がよいのではないか。

林業の活性化ということは言わない方がいいのではないか。新税で林業を活性化させるわけではないし、それほどの財源でもない。林業に対する施策ではないかという誤解や反発が出るおそれがあるので、林業の活性化ではなく、林業の現状だけを述べる程度でいいのではないか。

言葉より、（森林・林業の現状や現行施策などの）イラストによるイメージの方が、県民にわかりやすくよいと思う。

今後の取組の方向性の部分で、里山林については放置により常緑広葉樹に遷移していくから公益的機能が損なわれるとする一方、人工林では広葉樹化を図るとすると、里山林と人工林全体では問題が解決するような誤解を与えるので、そうではな

いことを分かりやすく説明する必要がある。

森林は財産であるという意識のある中、公共の財であることを理解していただくための記載であることはわかるが、もう少しシンプルでもよいかとも思う。森を公共で何とかしていただくということをわかりやすくという気持ちはある。

公益的機能についての公私の役割分担については、基本的には山林所有者等の活動で公益的機能がかなり維持されており、県は補完的な役割として、こういうことをやりますということはどこかで指摘しておく必要があると思う。

この委員会は税制を検討する委員会であるので、森林の現状と課題や、そのための取組については必要最小限の記載があればよいとも思うが、もっと説得材料として十分な記載がある方がいいという二つの意見に分かれる。

この検討委員会としてどこまで踏み込んで報告するかというスタンスの問題である。

資料はかなり丁寧な記載であるが、同じ内容が何度も出てくる部分もあるので、半分程度の記載でいいようにも思うが、県民の理解を得るためにはある程度やむを得ないのかもしれない。

冒頭に課税自主権の活用として先の税制研究会で16項目の税の検討が行われたという記載があるが、森林保全のための税のほかにもたくさんでくるという印象を受ける。森林保全のための税は課税自主権の活用というより、もっと純粹に森林の整備、地球環境のためにという考えが背景としてあるのではないか。

やはり、税を何に使うのか、何をやるのかということに関心がいくと思うが。

報告書自体はもっと読みやすいコンパクトなものにして、巻末に資料として回すことでいいのではないか。

具体的な事業案は入れてもいいと思うが、既にある程度想定された背景があるということになる。今後の取組で変化や工夫があった方がいいと思う。

具体的な事業案は既に決まったものとして出てくるような感じがあるので、考え方を載せれば十分である。

森林整備事業がどのようになっているかよくわからないので、一定の期間に大体こういうことを目指して、このくらいのことができますというような目途があった方がよいと思う。

事業案を報告書に記載したものの、実際に税が導入されて事業化されないことがあるのであれば、事業案を約束のように記載するのは具合が悪いのではないか。

委員会の報告で事業案まで出せるかどうかについては、個人的には疑問がある。

取組の方向性としては「新ひょうごの森づくり」で出ているという説明ではある。

森林保全の今後の取組についての考え方程度でいいのではないか。

「新ひょうごの森づくり」は森林施策の一つにすぎないという位置づけにして、まずは一般的な森林保全のために使うという形で税を提案していくべき。森林保全

の必要性はもう少しコンパクトにして、例えばこのようなことを県ではやっていますという程度でよい。

大きく兵庫の森を保全していくことを表に出して、その公益的機能を維持するために何らかの形で県民に費用負担をお願いすると整理にしないと、「新ひょうごの森づくり構想」を支えるものだというイメージをされると事業と税の整合性ということになり進まない気がする。

森林の現状と課題や保全のための取組が重たくなると、これだけ大きなことをやるのにお金が本当に足りるのかとなる。

例示、参考資料として具体的なものをあげていくには説得力があるが、そのために税を下さいというやり方はよくない。

我々が税制を提言して、具体論は県で検討いただくという役割分担の考え方ではないのか。

取組を具体的に出した場合、それが否定されると、税自体が成立しなくなることになる。

我々としては、森林保全のための税の必要性や税の仕組みについては言えるので、それについての具体案は県が出すということによいのではないか。

(2) 課税案について

法人間で同額負担である場合は、中小法人の理解が得られない可能性があるとの記載があるが、税額自体がそれほど大きくないので、そのような議論にはならないのではないかと思う。

負担額にもよるが、通常は、できれば規模の違いによって差をつけて下さいというのが一般的だとは思う。

法人に関する公平論の考え方の部分で、森林には「地域社会を支える社会資本としての側面」があり、それを維持するというよりも、森林は「法人に対しても広く便益を与えているので」とした方がよいのではないか。

便益は法人が生産している商品に入っており、最終消費者がそれを受けているが、最終消費者の代理徴収として法人から便宜的に取るという理屈ではないか。公平論は個人レベルで考えるべきある。

これまでの検討の中で、応益性の議論をするとよくわからなくなるので、応分の負担論の方がよいという話であったと思う。法人擬制説で代理課税の話を持ち出すと議論が最初に戻ってしまうと思う。

「社会的資本とその側面」というのは外して、「公益的機能に対して負担を求める」という程度でよいのではないか。

この税は実質的には目的税なので、税収規模まで出すのであれば、この程度の額では、到底足りませんということを記載すべきではないのか。森林の整備・保全を

どの程度するのかというのが大まかにわからないと、逆算して税収規模がどのくらいに考えるかというのができないので、案がいくつあっても何とも言えないということになる。具体的な取組は漠としたものでも、到達目標はある程度記載すべきではないのか。税額を記載して、これでどうのなるのかという記載がなければ説得力に欠けるのではないか。

全くの一般財源であれば税額を入れた書き方もできるが、実質目的税なので、そこまで書く必要があるのか、また書けるのかどうかと思う。

税率をどうするかで税額は大きく違ってくるが、それぞれの場合に、森林の保全がどこまでできるという記載はなかなか難しいのではないか。

具体的な額の記載があれば、これで何%いけるのか、何年目でできるのかということが知りたくなるように思う。

理屈が通る案をすべて並べるというやり方より、検討して考え方をいくつかに絞るという方がいいのではないか。

また、こういう筋の通り方があるというのは責任が持てるが、それでどれだけ税収が上がるモデルがつかれますというのは、報告書の本体ではないと思う。

ケースは絞った方がいいと思う。

検討会では課税の仕組みについては議論できるが、具体的な税率の根拠を出せというのは難しい気がする。例えば、ある程度の目安を出し、あとは行政に任せるというのもありうるのではないか。

例えば標準税率が1,000円となった沿革や市町村税の引上げ等を両にらみしながら、常識的な上限線を越えずに必要な税収をあげられる範囲での課税システムをサジェスチョンし、傍証として意識調査などをあげるということではないか。

必要な額から詰めていくのは、目的税としての方法ではあるが、用途まで委員会で決めてしまうのは好ましくないとすれば、理屈で詰めていけるラインはここまでであるという方がかえって説得力があるように思う。

負担の限度は何をもって測るのか。目的税であれば、事業規模から逆算していくのが負担の限度だと思う。

応能的な負担の限度は考慮する必要があると思う。

実質的には目的税であるものについて、事業規模等があいまいのままで、普通税の負担限度の考え方で切るというのは、収入と支出の面で何か違うような気がする。

これくらいの額であれば、家計への影響も少なく適当であろうという整理をすべき。用途と絡めて議論することは難しい。試算は付録程度にして、仮にこうすればこのくらい集まるだろうというくらいしか言えないのではないか。また、アンケートは参考程度でよい。

できるならたくさん事業をやりたいけど、そこまでは県民の理解が得られないだろうから、可能な範囲で負担していただくということだと思うので、あまり事業規

模を出して、これだけしかやりませんというのはかえってよくないと思う。

そういう意味ではなく、とてもこれだけでは済みませんということをごどこかに記載すべきという意味である。

事業の一部を県民に負担していただくというくらいの整理ではないか。

財政需用の大きさと過重負担のおそれを両方勘案するという線を出して、ちなみに意識調査によれば、その程度の負担は理解されるものであると我々が判断するというではないか。

新税は、現在の「新ひょうごの森づくり」施策体系にある事業の県・市町、所有者が負担している事業に踏み込んで充当する考え方ではないということか。

法定外目的税ではなく超過課税にすることや、用途を明確にする仕組みづくり等はこれでよいと思うが、具体の課税の仕組みはある程度絞るべき。

「新ひょうごの森づくり」ビジョンに従って年度ごとに予算を組んでいるが、事業例はこれにプラスアルファしていくということ。具体の事業が決まったものでないなら、負担する税額はともかく、それで公益的機能を維持するために、森を大事にし、県民として負担をするということを宣言し、協力するというような県民、企業の理解や意識改革がまず先にあるのだと思う。

あるべき森林整備の事業費には及びもつかないものだとなれば、税のトータル額は意味があるものではない。

どこまで負担いただけるかは税率等で決まってしまうので、それは全体から見れば本当にわずかなものであるということは記載する必要がある気がする。

本来すべきことに対して十分できるものではないということがあの方が理解が得やすいと思う。県民みんなで環境をよくしていこうという方向への第一歩というイメージがある方が入りやすいのではないか。

森林保全のための税検討委員会（第5回）の概要

1 日 時 平成16年3月29日（月） 18:00～19:30

2 出席委員 齊藤委員長、佐藤委員、澤田委員、鈴木委員、谷口委員、新澤委員、
矢野委員（50音順）

3 内 容

（1）第4回の検討委員会の概要（事務局説明）

（2）これまでの検討の確認

これまでの森林保全のための税についての検討内容を確認した。

（3）「都市の緑」について

委員会の検討対象として、今後、森林保全に加えて、都市の緑の保全や創造の観点を含めて検討を行うことを確認し、兵庫県における「都市の緑」について事務局から概略を説明した。

（4）今後のスケジュールについて

委員会の中間とりまとめを7月頃に行った後、県民からの意見募集を行い、10月頃に最終報告をとりまとめる（予定）。

4 主な意見

（1）これまでの検討の確認

本文と参考資料がどうリンクするのかわかるようにすべき。

参考資料の中で不要なものもあるので整理すべき。

森林の「環境・生態系の保全機能」についての記載は、一面的にすぎるので、生物多様性の観点等を含んだ記載にするなど工夫すべき。

課税方法の検討のまとめの部分は、採用する方法が否定的なイメージの記述（こうするしかないというくり）となっているので、記載の仕方を工夫すべき。

森林の機能で、「二酸化炭素吸収機能」、「環境・生態系の保全機能」は、県民が等しく負担すべきというイメージがあるが、「土砂流出防止機能」は、地域的なイメージがある。「保健休養・レクリエーション機能」はまた別の観点であるように思うが、公益的機能の性質の差、公益性の与える範囲の差などの整理ができないか。あるいは順番を替えるなどできないか。

土砂流出や水源かん養機能についても、県民はどこかの流域には必ず属しているという意味で整理できるのではないか。

都市部の人は違和感があると思うので、県民全てに等しく公益的機能はあるということそのような整理でどこかに書いた方がいい。

森林から公益的機能は、直接、間接に何らかの形でかかわるんだということが見えてこない。

租税原則という観点から、県民税均等割超過課税方式は、民間経済に影響を与えないという意味で「中立性」というメリットがある。「公平性」もある。もうひとつ長所として、住民に非常に分かりやすい税であるという点も記載したらよいのではないか。短所としては、伸縮性がないという点があげられるが、あえて言わない方がいいかもしれない。

法定外の方がわかりやすいという論調になっているので、課税徴収の面で、みんな負担しているという意味で均等割超過課税はわかりやすいということである。

理解が得やすいという面を押し出す。

わかりやすいという面を片方に入れるのは具合が悪いように思う。私は法定外の方も同様だと思う。

目的税もわかりやすいが、なぜ目的税となるのかという点で議論も出てくる。あくまでも均等割は広くみんな負担しますよという意味でのわかりやすさがある。

むしろ負担感がなく、みんなも負担しているから、これぐらいならいいだろうという理解が得やすい。透明性が高い。税自体はわかりやすいとして、そのうえで、この2つの方法があるとするとよいのではないか。

税の目的を明確化するうえで、法定外税が勝る点もあるが、この点は別途手当をすることで普通税でも十分対応ができること。他方、実現可能性という観点からは税目の創出となるとハードルがあるが、均等割の超過課税はこれらの点において優れているという書き方をすれば流れるのではないか。

あと、「将来世代」に対して「我々現役世代」という年金などで使う表現は工夫が必要である。

(2)「都市の緑」について

森林保全だけでも新税の税収では足りないのに、さらに用途を広げてどれだけのことができるのか。緑を守るという方向性は理念としては正しいが、負担水準を上げるということを別とすれば、具体化できるのか。

結局、税収を薄く広く充てざるを得ない。負担水準をあげることはできないので、期間をかけて達成していくしかない。都市緑化を追加したのは、森林だけで説明するより県民の理解が得やすいのではないかという点からである。

選択肢のひとつとしての検討であり、ニュートラルに議論していただきたい(事務局)。

屋上緑化のような補助事業があるなら、わざわざ税の手当は必要ないと思う。国や県の補助額や全体像を示していただき、足りない部分を税で対応というのであれば議論しやすい。

森林よりもさらに広がっているので、部局ごとの連携の状況が具体的に示されないと議論についていけない。

具体的にどうしていきたいかはスポット的に説明したいと思っている（事務局）。

森林については、都市部の人は間接的に公益的機能を享受しているということで説明がつくように思うが、都市緑化では逆に農村部で公平性の面で理解が得られないのではないか。

都市緑化を手厚くするというのはありがたいが、非常にエリアが限られるのではないか。苗木の配布等については県民局単位で行っており、広がっているとは思いますが、そのようなデータや浸透度というものを知りたい。

会費的な性格だということだが、例えば尼崎は淀川水系であり、山が近くにないというような議論になる可能性がある。緑の交流ということであれば都市部に理解されやすいのではないか。参画と協働や阪神淡路大震災 10 周年の議論のひとつとして、県民みんなでやろうということですればいいのではないか。

税を導入するとき、税の効果をどう見込むかということがあるので、税収を薄く広く充てるということで可能か懸念を持つ。森林保全については喫緊の課題があり、兵庫県がやらなければならない重要な施策があるという認識のもとに、その恩恵を被る被らないという問題ではなく、費用を分担するという議論をこれまでしてきた。抽象的な受益者の関係を切って、いかに山を守るのが大切で喫緊の課題であるかということから、財源を手当しようというのが、この新たな税の議論の前提である。都市部の理解を得やすくする議論のようにも見える。森林保全と同じような喫緊性があるのかというのがわからないので、そのことがわかる資料を示していただき議論をしたい。

また、「さわやかみどり創造プラン」にどのくらいの額がつぎ込まれており、その中でどれだけのことができるのか示してほしい。

都市緑化は基本的には市町村の仕事であり、基本的には神戸市とか阪神間の市町が本来やるべき仕事だと思う。市町との関係が分かる資料を示してほしい。

森林保全のための税検討委員会（第6回）の概要

1 日 時 平成16年4月26日（月） 18：00～20：30

2 出席委員 齊藤委員長、佐藤委員、鈴木委員、谷口委員、新澤委員、矢野委員
(50音順)

3 内 容

(1) 第5回の検討委員会の概要（資料1）

(2) 都市緑化の取り組み状況について（資料2）

(3) 緑の公益的機能について（資料3）

(4) 都市緑化の新たな課題について（資料4）

4 主な意見

これまで森林保全のために超過課税という方法で財源確保することには、一定の必要性や合理性があるという議論をしてきたが、同じ税の中で都市緑化を用途に加える、あるいは税を根拠づける中に加えることができるかどうかを検討するという趣旨でよいか。これまでの議論と整合的に接続するかが論点でよいか。

森林と都市緑化の公益的機能についてはウェイトの差が相当あり、同じものとは受け止められないように思う。森林については公益的機能を回復しないといけないという喫緊性があるが、都市緑化に同じだけの喫緊性があるのか。

また、前回、都市緑化事業は市町がメインということであったが、資料1との関連で、県と市町の役割分担の整理はどのようになっているのか。

里山などは公園のイメージもあるが、森林と都市緑化は具体的に線引きができるものなのか。

里山など森林と都市緑化はオーバーラップはすると思うが、メインがどちらかといえは違うものであり、同じものを両側から見るといえることとは違うのではないか。

重点がどこにあるのかということはあると思うが、うまくつながりがつけられないものかと思う。

森林と都市緑化では公益的機能の及ぶ範囲が異なるように思う。

森林は比較的広い範囲に公益的機能が及ぶが、都市緑化は、里山を含めて、近隣

に限定されるように思う。都市緑化にも空間的にも広い公益的機能が及ぶという理屈があればよい理屈になる。

森林の公益的機能は都市部へ間接的に及ぶが、都市緑化の公益的機能が農村部に及ぶのかどうか。

例えば、屋上緑化すればヒートアイランドが緩和されるということが整理されればよいと思うが。

ヒートアイランドは都市で完結する話だと思う。

森林では受益との関係を切り離して議論をしたが、都市緑化では地域住民の受益という側面が森林より強いので統合的な税の組み立てが難しい。

都市緑化も含めた緑という上位概念でとらえた場合はどうなのかと思う。

防災面で考えると兵庫県は都市部の人口が圧倒的に多い（530 / 558 万人）ので、都市の緑が兵庫県民の命を守るというような考え方はできないか（事務局）

国の地球温暖化対策で、都市緑化には二酸化炭素が 28 万トン吸収できるというような試算がある（事務局）

緑の公益的機能ということでもうまく両者を包含できればよいが、森林と都市緑化の公益的機能の程度が随分違うのではないかという点が気になる。公益性を面積でとらえるのか、人口でとらえるのかいろいろ議論があると思う。

もう一つは例えば、神戸市で完結する公益的機能であれば神戸で対応すればいいということになる。

また、住民みずからがやることが大事で、行政の関与は枠組みだけでよいという話になると難しい気がする。公益性について森林を想定した書きぶりになっているが、森林と都市緑化が整合のとれた書き方をする必要がある。

森林についてのまとめでは、森林が環境的な役割を持っているということから始まったが、森林を緑に置き換えると分かりやすくなると思う。いろいろな役割について、これは農村部の森林の方が多いが、都市緑化もそれなりに多いという整理であれば納得しやすく思う。

震災時の延焼防止機能などの防災機能は、緑の公益的機能ではなく、都市計画、都市のつくり方の問題ではないのか。あえて緑といわなくても、都市計画がうまくできていればよいという話ではないか。

日本の都市の緑は相当貧弱であり、劣悪な都市環境であるという前提がある。

兵庫県の全県全土公園化構想のような上位概念の中に都市、農村の問題があるとしないと難しい。圧倒的に都市の緑が不足しているという前提で整理すれば説得力があると思う。防災機能や二酸化炭素吸収機能はその結果論である。

都市の緑は増えた方がいいが、都市の緑化に森林保全と同一の喫緊性があるのかどうか。都市に木を植えないと、また震災で多くの人亡くなるという議論にはならない。

結局は都市と農村部の予算配分という喫緊性を含めた政策的判断によるところに

なるが、都市部はゼロでいいという発想にはならないと思う。

これまでの議論は、森林の便益は目に見えなくてもあるというのが公益的機能の議論であったと思う。

公益的機能については税の根拠づけの問題で議論は可能ではあるが、税の用途については、都市部と農村部の綱引きが起こる。おそらく都市緑化の方がコストがかかるように思えるが、それでは都市緑化の税ともなりかねず、そこまで踏み込むと政治的な問題であり、難しくなる気がする。

結果的にどう使われるかはわからないが、委員会でどれくらいの範囲に便益が及ぶかをある程度記載することは可能である。また、都市緑化と森林は多少性格が異なるということも記載することは可能である。

緑の創出に関して、県民運動があるが、民間に対して具体的に政策的な誘導をしているのか。

緑化基金は森林に使われていると理解していたが、都市緑化の財源としての緑化基金が急減しているということでのよいのか。

都市緑化と森林保全に係る事業経費を比較しないと、それぞれの規模がイメージできない。

緑の創出等が何を必要としており、そのためにどれだけの緑の量が必要なのかという点がよくわからない。都市地域の緑の総出量を 1,000 ヘクタール増加させるとの目標だったけれども、それすら下回っているという説明がないと、喫緊性が読み取れない。

緑の量の算出方法（公共、民間、県民運動）がイメージできない。緑の総出量等の過去（平成 13 年以前）の実績がわかる資料があればと思う。

都市緑化にはたくさんの種類が含まれており、例えば景観を重視するのか、防災を重視するのかということがよくわからない。緑を増やした分の総量を出して、それと関係なく機能についての理屈が並ぶというつくりでは弱いと思う。

期待されている機能と実際の施策で投入されているお金の量がある程度連関して説明できればと思う。

1対1である必要はないが、対応関係がある程度ないと説明しにくい。

県民運動はソフト事業だと思うが、これが具体的な緑の面積にどう関わるのか疑問。苗木の本数を面積に換算するのか。県民運動の実際の活動からみると、効率の悪いところもあり、難しい面もあると思う。

森林保全のための税検討委員会（第7回）の概要

- 1 日 時 平成16年5月31日（月） 18:00～20:30
- 2 出席委員 齊藤委員長、佐藤委員、鈴木委員、谷口委員、宮道委員、矢野委員
(50音順)
- 3 内 容
 - (1) 第6回の検討委員会の概要（事務局説明）
 - (2) これまでの主な意見の整理
都市緑化の推進について
税負担等の考え方について
- 4 主な意見

新たに都市緑化という課題を加えると、税収は薄まってしまう。森林保全というところに重点的に使うことでも十分県民の理解を得ることが可能であると思う。

都市緑化については、震災10周年事業や花いっぱい事業などで、自発的に取り組んでいる人がたくさんいる。そういう用途に少ない税収を分けて使うことには疑問がある。

森林保全については、里山林整備や人工林の混交林化に重点をおくという方向があったが、都市の緑は具体的に何を重点におくかイメージあるのか。目的を散らしてしまうと返って県民には見えなくなるのではないかと。県民に見せていくべき柱を用意すべき。

喫緊性という面から、概ね30%の緑化が必要との説明があったが、これと緑の期待される機能との関連や、どの部分が中核となって30%なのかという点をはっきりすると、現在は20%に至らない現状だから30%は喫緊の課題であるという理屈づけはありうらと思う。

何をするのかと何を目的にするのかは密接に絡んでなければおかしい、どれがポイントでそのために何をするのか、明確なラインが必要で、最後に税収の問題になると思う。

「緑」として同じであるとスタートするのはポリシーの問題であるので、その上で、森林と都市の緑はこういう差があるが同じに扱うという説明をするのがよいと思う。

公益的機能は副次的にして、緑が大事であって、都市や山林で緑が荒廃しているという喫緊の課題を前面にすることでよいのではないかと。環境税のような抽象的な利益を持ち出す場合、あまり公益的機能を強調する必要はないと思う。用途については、

傷んでいるところや乏しいところに使うという点を明確にして納得してもらうのが筋ではないかと思う。

森林地域だけでなく都市住民にも便益をとという発想や趣旨はわかるが、森林保全のための税としてスタートした委員会で、そこまで踏み込むのは居心地が悪い。緑と森林、緑・森林保全ということであれば議論しやすい。

公益的機能の中に例えば微気象緩和というのがあるが、わずかな税収でこれに対してどこまでできるのかとなると難しい。対象を広げているいろいろなことができるのと、返って何がどれくらい効果があるのかということになる。

これまでの議論をリセットして、「緑」をキーワードにして検討しなおす必要があるのではないか。

税収についてもリセットして新税を考え直してもよいのではないか。

「森林」と「都市緑化」という対比にしないで、「兵庫県の緑」ということからスタートして、喫緊性の証明はそれぞれ違うが、緑は大事で喫緊性があるとすれば理屈が流れ、それだけの事業規模を念頭において税収を考えるということになる。

税収のベースを変えないで対象だけを拡張すると効果の薄いものになるので、そのあたりを含めた検討も必要ではないか。

「さわやかみどり創造プラン」では、現状と課題の中で森林地域、都市地域、農村地域というまとめ方がされているので、この流れがすっきりする。

都市の緑と森林の両方を包む概念からおろしていかないと議論がばらばらになる。

みどりプランからスタートして、森林と都市の緑を重要なものとしてピックアップしたという説明が必要である。

「さわやかみどり創造プラン」があって、その中の政策の一つとして森林保全、都市緑化があるが、財源の問題で新税を設けてでも具体的に何か成果があるようにしたいということである。県の施策はいろいろ検討されるが、どこに焦点があるのかわからなくなることがある。みどりプランの中でここに喫緊性があり、具体的な財源もこれだけ苦しいので、こういう政策でとりたいという整理がされればわかりやすい。

森林保全については、ひょうごの森づくりプランがあって、同じことをもっとやりたいけど、お金が足りないなので、その部分を少しでも新税で補うという整理であった。都市の緑についても同様で、新税で新たな事業をするということにならないように願いたい。

これまでの事業のうち、どこに焦点をあてていくのかということも提示して、この税を使ってどういう点に絞っていくかも示してほしい。

森林保全のための税検討委員会（第8回）の概要

- 1 日 時 平成16年6月28日（月） 18:00～20:30
- 2 出席委員 齊藤委員長、佐藤委員、澤田委員、鈴木委員、谷口委員、中田委員、
新澤委員、宮道委員、矢野委員（50音順）
- 3 内 容
 - （1）第7回の検討委員会の概要（事務局説明）
 - （2）委員会の検討内容について（事務局説明）

都市の緑の観点を委員会の検討内容に含めたことから、委員会の名称、所掌事務の内容を定める委員会設置要綱改正の考え方について事務局から説明した。
 - （3）中間報告書（素案）について
- 4 主な意見

「森林」には水源の保全などのはっきりとしたイメージがあるが、「緑」はあまりにも茫漠としている。もう少しはっきりした方が県民に理解されやすいのではないか。

確かにつかみどころない印象があるが、委員会の名称としては事務局の考え方でのいいのではないか。税制として打ち出すときにはわかりやすいネーミングを考えればよいと思う。

これまでなかった「農山村地域の現状と課題」が突然、報告書案に記載されているが、農地のような農業政策がからむと新たな議論がでてきてしまう。中山間地域の里山などの概念にとどめるべきではないか。

都市の街路の緑化はいいことだとは思いますが、個人に草花や樹木を渡して個人宅地に植えてもらうのはどうかと思う。協力を求める程度ではないか。

「さわやかみどり創造プラン」に農地があるから報告書案に記載したというが、委員会は「さわやかみどり創造プラン」を前提に議論したのではないので、喫緊性のある緑に限定して議論をすべきである。

報告書案は、森林、農地、都市にそれぞれ緑があるが、課題があるのは森林、都市の緑であるという説明になっていると理解している。

「さわやかみどり創造プラン」の内容は、もっと広く県民生活全体に緑がどうかかわっているのかというようなことも含めて書かれているのではないのか。新税については網羅してということではなく、そこからピックアップしてわかりやすくすべき。

委員会では農地については議論していないので、農地について記載するのであれば

注書きか、参考資料とすべき。

誰が受益を受けるということだけでなく、公益的機能について議論をしてきたので、「兵庫県の緑の概況」の部分で人口についての記載は不要である。

「緑の荒廃による県民生活への影響」の内容については、「緑の持つ多様な機能」の部分で参考資料として「緑の公益的機能」の表が挙げられているので不要ではないか。公益的機能の保全の必要性の部分で、県民生活への影響が大きいという一文を入れればいい。

「生物多様性の確保」の部分で、「森林と沿岸域の緑の連続性を確保する都市部の緑地を創出していく必要がある」とあるが、具体的にはどのようなことなのか。これを推進しようとするに相当の期間がかかるのではないか。税の効果を考えるともう少し短い期間で結論がでるものがあると思う。

目標は大きいですが、それがどこまでできるかは難しい問題である。

税の対象が森林から都市の緑に増え、事業規模が大きくなっており、500円で緑全体に対応するというのは無理があるのではないか。税の効果が薄く広くなりすぎるのは困るというのが委員会の議論だったので、個人の超過税率は1000円程度を目安とするということでもいいのではないか。

都市の緑を追加したのだから、他県と負担水準が違うということは当然かもしれない。収税規模が変わってもおかしくない。

これまでの検討経緯にふれ、事業規模がある程度大きくなったので、必要な財源も増えたという説明が必要である。

対象とする範囲が広がっていることが他県とは違うということに記載すれば、県民も納得しやすいのではないか。

1000円なり、500円なりの負担をする金額と受ける受益とをどうバランスとるのかということがもう少しわかるようにならないか。得るべき利益や目的が県民にとってどのようなものになるのかをわかりやすく理解させてほしい。

事業費や整備内容の正しさを判断する能力はないので、委員会とは別に県が税の説明をするときにその考え方を示せばよいのではないか。

新税として発想転換するのであれば、これまでの事業に対する発想も転換させてほしい。里山整備に遊歩道や駐車場の整備をするのではなく、従来のプランより、喫緊性のある緑の保全ということに絞って税の使い道を検討してほしい。

プランを策定した専門家が里山整備には遊歩道などが必要であり、それが緑の保全に結びつくとした前提があったと思うので、その点については専門家にまかせるべきではないか。

里山整備にも様々なレベルがあるので、一つの例として考えればよいのではないか。

県民意識調査結果は、本文中での記載は不要で、参考資料へまわすべきと思う。

緑の保全のための税検討委員会（第9回）の概要

1 日 時 平成16年8月25日（水） 18:00～20:10

2 出席委員 齊藤委員長、佐藤委員、澤田委員、鈴木委員、谷口委員、中田委員、
宮道委員、矢野委員（50音順）

3 内 容

（1）第8回の検討委員会の概要（事務局説明）

（2）委員会設置要綱の改正について（事務局説明）

都市の緑の観点を委員会の検討内容に含めたことから、委員会設置要綱を改正し、委員会の名称を「緑の保全のための税検討委員会」と改めた旨を事務局から報告した。

（3）中間報告書（案）について

（4）今後のスケジュール、県民からの意見募集について

- ・ 中間報告書公表後、県のホームページで中間報告書についての意見、提言を県民から募集する。
- ・ 県民からの寄せられた意見も参考に、最終報告書のとりまとめを行う。

4 主な意見

個人の超過課税の負担額については、年1,000円程度を目安とし、月額80円強であり、県民の理解が得られる範囲であるとの記載があるが、より県民の理解が得られやすいような記載にすべきである。

法人の負担額についても、他の超過課税の税率との比較考量ということで、説明できるのであればそれでよい。

実際に森林の保全に取り組む者の立場としては、税収の用途の方針がよくわかる方がありがたい。

新税を新たな事業に使うのではなく、国庫補助の県の随伴部分や国庫補助が減額される部分に新税を充てるといった考え方はないのか。

そのような話になると、これまでの林業の施策をすべて洗い直す必要があるという議論にもなるので、用途は包括的に考えていくべきである。

森林や都市の緑が果たしている公益的機能に対して、個人も企業もあわせて責任を持ってそれなりの負担をしていくという共通の認識に立つことが必要であるが、これ

までの森づくり等の計画がどこまでできていて、新税でどこまでできるのかということとは見えにくい。

新税の税収で、すぐに目標がカバーできるものではないので、基本的にこの緑化の問題がなぜ必要なのかというところを十分県民の皆さんに知っていただき、緑の保全を一步一步積み上げていくという方向に進んでいかなければならないということを理解していただく必要がある。

税収の具体的な使途は県が提示していくことになるのか。理念を理解して、使い道は県に任せればよいというのであれば、反発がでると思うので、より賛同の得やすいようなものがあればよいと思う。

「さわやかみどり創造プラン」や「新ひょうごの森づくり」など既存の計画があるが、新税の目標や計画がわかりにくい。もっと分かりやすい見通しや効果を示すことができればよいと思う。

新たな負担を求めるということであるので、それを含め新しい計画が決められてもよいと思う。

新税の志は高いが、具体的な目標を考えるには税収の規模が小さすぎる気がする。

緑の保全が厳しい状況にあり、放置することができないという状況にあり、そのことに対して県民としても協力が必要であるという点について、県民の理解を十分得ていくことが必要である。

税収の使途や運用については、県民が意見を言う機会がシステムの用意されるべきであると思う。県民運動とリンクすればいいものになると思う。

また、緑の保全に関するシンポジウム等を積み重ねていけばより理解が進むと思う。

新たな負担の記述については、「会費」や「会費的負担」というような表現に変わるものとして「広く」や「一定の」というような表現は問題ないが、「薄く」という表現は不適當である。

「薄く」というのはあまり負担を強く求めないという歯止めになる表現だとは思う。

税の目的が「緑の保全」となったためによけいに漠然としたイメージがある。緑の保全とは何かというのが県民には理解しにくいので、使途のイメージはある程度必要だと思う。

使い道があまり広がりすぎないように歯止めをかける意味で、せめて、緑の保全という目的のために「直接に」使われるということを明確に記載すべきである。

緑の保全のための税検討委員会（第10回）の概要

1 日 時 平成16年11月19日（金） 18:00～20:30

2 出席委員 齊藤委員長、佐藤委員、澤田委員、鈴木委員、谷口委員、新澤委員、
宮道委員、矢野委員（50音順）

3 内 容

（1）県民からの意見・提言の状況（事務局説明）

（2）最終報告書（案）について

4 主な意見

（1）神戸市の国保料に関しては、緑の保全税の導入により、増えるというだけの印象があるように思える。実際には増える人もいれば減る人もいるようだが、イメージがよくわからない。

（2）一部の市の国保料の算定結果に影響があることがある程度予想されるのであれば、神戸市に何らかの申入れや働きかけをする必要はある。

（3）税の用途については、この度数多く寄せられたご意見を踏まえて、県においてさらに検討することになることと、その検討結果をさらに開示していくという書き方にすべき。

委員会では、実体的な事業の内容についてはあまり議論していないので、今後の施策展開の方向性を検討したという部分は削除した方がよいのではないかと。

（4）今後の施策展開のための経費負担のあり方について検討したというのがいいのではないかと。

（5）景観緑3法（景観法、屋外広告物法、都市緑地法）との関連はどのようになるのか。

（6）都市緑地法には「緑地保全地域」や「緑化地域」など、緑の保全・創出に関する規制手段が新たに盛り込まれた。これらを県や市町が運用することで、都市の緑化率30%に向けて民有地等へ働きかける新たな手段が加わったものと考えている。

なお、現在は政省令が検討されており、法の施行は本年12月が予定されている（事務局）。

（7）これまでの緑の保全のための事業や計画では足りないため追加財源が必要であるという趣旨だが、今まで森林や都市の緑化にどれだけ予算措置が講じられ、どれだけ達成できたのかという全体像や関連性が見えない。

また、税を負担いただくことで、緑の保全への意識改革や参画意識が高められるというような記述は、県民の理解が得にくいと思うし、超過税率を 1000 円とする理由も薄れるような気がする。

- (8) 委員会としては財源論が基本であるので、県民意識を高めるといのはあまり適当ではないように思う。
- (9) 県民の立場でこの税負担についての理解をしようとした場合、例えば里山林整備については、これまで 6000ha 整備し、今後 6200ha 整備していくが、これにかかる費用と、さらに 270 億円が必要ということの関連がよくわからないように思う。
- (10) 委員会の報告書にそうした内容を記述することは難しいので、参考資料の中にある程度記載することで対応する方向で調整したい。
- (11) 緑の保全税の導入は逆進的であるという意見に対しては、例えば 1000 円が新たにプラスになっても、均等割と所得割を併せた住民税全体で見ればなだらかな累進となるので、さほど影響はないといえる。